

保険年金

国民健康保険高齢受給者証について

70歳になると、病院の窓口で支払う、自己負担額が「高齢受給者証」の提示により、これまでの3割から1割に変わります。(ただし、現役並み所得者は除く)対象となる期間は70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から75歳になるまでです。

また、既に70歳となられた人に現在発行している「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

後期高齢者医療の被保険者に新しい保険証(橙色)を交付します。

8月1日以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月末日までに、広島県後期高齢者医療広域連合から郵送でお届けします。8月になっても保険証がお手元に届かない場合は、住民課までご連絡ください。



国民健康保険・後期高齢者医療被保険「限度額適用認定証」(更新)について

医療機関窓口(入院・外来)での支払いは、「限度額適用認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。

現在発行している「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。既に証を持つている人には7月中旬に申請書を郵送でお届けします。引き続き交付を希望される人は再度申請してください。また、新たに希望される人は、住民課で申請してください。

なお、後期高齢者医療保険で「限度額適用認定証」をお持ちの方は、自動更新となりますので、手続きは不要です。

☎住民課 820・5604

熊野町でウォーキングコースと一緒に考えてみませんか?

ウォーキングは、いつでもどこでも、誰でも手軽にできます。幼児期から高齢期まで生涯を通じてできるスポーツです。健康づくりにも最適で、生活習慣病予防や骨粗しょう症予防、ストレス解消などの効果もあります。

熊野町でも楽しくウォーキングができるコースをみんなで考えていきたいと思っています。そんなウォーキングコースを考えるメンバーを10名程度、募集しています。

詳しい内容をお知りになりたい方は、健康課までご連絡ください。

申込締切 7月31日(水)

申込方法 電話または窓口へ直接お申込ください。



☎健康課 820-5637

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。

おしえてー!

熊野町おとしより相談センターにおまかせください(21)

《高齢者福祉サービス(介護保険サービス外)について紹介します①》

●緊急通報システム事業

自宅に緊急通報機器を設置し、緊急時に通報することにより、通報を受けた受信センターが、必要に応じ救急車の出動要請や協力員に連絡し対応します。

▽対象者

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯
- ・重度身体障害者

●家族介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に、引換券により指定業者で介護用品(紙おむつ・尿取りパッド)と交換する方法で支給します。

▽対象者

要介護4又は5と認定された要介護者を在宅で介護している町民税非課税世帯の同居家族

詳しくはおとしより相談センターまで。

☎熊野町おとしより相談センター 820-5615 (福祉課)

子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
12日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5カ月)
16日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
19日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月~2歳5カ月)
8月6日(火)	9:30	ふわふわベビー(11カ月までの乳児、マタニティーヨガ)
8月7日(水)	10:30	子育てなるほど講座「着替え」
8月9日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5カ月)

●バステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。※バステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場所
18日(木)	9:30	中央ふれあい館

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族でも大歓迎。室内でも公園でも遊べます。※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

●水遊びをしよう!

日時:7月29(月)・30(火)・8月1(木)・2(金)・5(月)・8(木) 10:00~11:00(同日に室内では「おひさまルーム」も行っています)

持ち物:洗ってあるパンツ、または水着
タオル2枚(ハンドタオル1枚、バスタオル1枚)
※おむつのはずれてないお子様は、プールの周りでの水遊びのみとなります。※雨天、曇りの場合は中止します。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00
<子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00>

国民年金で免除された保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給に際しては、国民年金保険料の免除を受けた期間も保険料を全額納めた期間に含めて受給資格期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときの1に対して、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は8分の6、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

※平成21年3月以前に免除された期間は、全額免除で3分の1、4分の3免除で2分の1、半額免除で3分の2、4分の1免除で6分の5で計算されることとなります。

なってしまう。そこで、これらの免除期間については、後でゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納すると、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

なお、保険料の追納には納付書が必要となるため、広島県年金事務所にお問合せください。

☎広島県年金事務所 253・7710 住民課 820・5604



(住民課)